

子 発 0228 第 1 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### 児童虐待防止対策における対応の主な留意点について

児童虐待防止対策の推進について、平素より格段の御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、児童相談所・市町村等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で 10 歳女児が虐待を受けて亡くなった事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、児童相談所における被害を受けた児童の適切な保護等について、適切な対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

下記にお示しした取組に限らず、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）でお示ししたルールのほか、「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）、「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「子ども虐待対応の手引き」という。）等にもご留意いただき、各児童相談所における日々の業務の自己点検を行うことにより、職員が日々の業務の振り返りや必要な制度の再確認を行う機会を設けるなど、必要な対応を行っていただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 号の規定に基づく技術的助言である。

## 1. 一時保護解除後、家庭復帰を行う際の主な留意点

- 一時保護を解除して家庭復帰を行う場合には、子どもと保護者の各種診断結果を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関における援助体制を組織し、虐待の再発によって子どもの安全が損なわれる危険性が認められない、また保護者が子どもの養育改善と子どもの安全について関係機関と協力して努力を進める、また何らかの問題が発生した場合には速やかに子どもの安全を確保できる体制が用意されていることを確認したうえで判断すること。
- 当該判断に際しては、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて、客観的に把握した上で、判断すること。
- 家族と子どもの小さな変化を見落とさないためにも、子どもにかかわるあらゆる機関が参加する要保護児童対策地域協議会によるモニタリングが不可欠であること。また、変化を把握した場合には、改めてリスクを客観的に把握し、速やかに適切な対応をとること。
- 家庭復帰後の生活の中では、それまで顕在化していなかった課題やリスクが新たに現れる可能性があり、また、家族関係の変化や養育環境の変化は再虐待につながりやすい要因となるため、児童相談所は、家庭復帰から少なくとも6か月間程度はとりわけリスクが高まる期間として、児童福祉司指導等の措置または継続指導を採り、家庭訪問や児童相談所への通所等を通じて、養育状況を把握すると共に必要な援助を実施すること。
- 保護者が虐待の事実を認知しており、かつ保護者自身が自らの養育態度をどのように改善すればよいかといった点で援助を求め、相談関係が成立しているような場合には継続指導とすることが考えられる一方、保護者に不適切な養育の自覚はあるものの、保護者の改善に向けた姿勢があいまいであるような場合には、積極的に児童福祉司指導等の指導措置をとること。
- 一旦在宅期になると、あたかも目標が達せられたかのように感じ、保護者と児童相談所との関係が疎遠になることがしばしばあるが、それを防ぐためにも、家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導すること。
- また、再び虐待が発生したりリスクが高じた時には危機介入があること

を、事前に保護者に対して十分示しておくことが欠かせないこと。いずれにせよ児童相談所としては、子どもと家族に直接会って、子どもの安全を肌で感じることは必須であること。

- 在宅援助の方針を採用する場合は、虐待の程度が比較的軽微で、子どもの安全確認が継続的に可能であって、在宅により親子の関係修復や養育改善のための支援をすることが子どもの最善の利益にかなうと判断できる場合である一方で、家族の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたり、保護者が援助に対して拒否的になる場合も決して珍しくないことから、在宅による援助には常に危険性が伴う点に留意しなければならないが、リスクマネジメントが適切に組み合わされている必要があること。
- 保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す場合等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。その際、担当者は、決してひとりで抱えず、援助方針会議等に状況を報告し、支援・指導方針を検討・変更することが必要であること。
- リスクが高まった場合には、それまでの援助関係にとらわれず、子どもの安全を第一に、必要に応じて躊躇なく再度一時保護等を行うことや、積極的に児童福祉司指導等の指導措置を行うこと。
- 子どもから直接SOSを出せるような方法を確認するとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくこと。

## 2. 通告の情報元の秘匿にかかる主な留意点

- 市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。
- 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべき

であること。

- 虐待通告の場合、通告者と虐待を行っている者との関係等を踏まえ、守秘義務の遵守を含め情報元の秘匿等に十分配慮して対応すること。

### 3. 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所が児童福祉司指導又は継続指導を行っている家庭が転居するとの情報を得た場合は、転居により養育環境が変化することに伴うリスクがあることを踏まえ、転居元の児童相談所は、児童福祉司指導又は継続指導による援助を継続し、転居先の児童相談所にケースの引継ぎを行うこと。
- 転居元の児童相談所は市町村等と連携して速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は速やかに転居先の児童相談所に連絡すること。  
連絡を受けた児童相談所は、ケース移管手続きの完了を待たず、速やかに当該児童の安全確認を行うこと。また、転居先の児童相談所は、安全確認後、ケース移管手続きが完了する前の間においても、子どもの状況の確認を行うなど、必要な援助を行うこと。
- このほか、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」において全国ルールとして見直しを行った以下の引継ぎルールについて、改めて徹底すること。
  - ・ 移管元の児童相談所が支援を行っている全てのケースをケース移管の対象とするとともに、事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、子ども虐待対応の手引きにおいて示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等による緊急性の判断の結果を、ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝えること。
  - ・ 緊急性の高いケースの場合には、移管元の児童相談所が原則直接出向いて、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する、移管元の児童相談所が移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席するなどの方法により、対面により引継ぎを行うこと。
  - ・ 移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とすること。また、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないように、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。